商品概要説明書

退職者向け金利上乗せ定期貯金

（2025 年 4 月 1 日現在）

商 品 名	・退職者向け金利上乗せ定期貯金 （愛称：プライムライフ定期貯金）
ご利用いただける方	・個人のみ ・退職金のお受け取りから１年以内。
期　間	・１年の定型方式 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・100 万円以上。大口定期貯金は 1,000 万円以上。 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金の店頭表示利率に 0.2%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の場合は、原則として自動継続時におけるスーパー定期貯金（単利型）、または大口定期貯金の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・窓口でお問合せください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.50%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **（１）「スーパー定期貯金＜単利型＞」** **①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率** **②　６か月以上１年未満　　約定利率×50%** **（２）「大口定期貯金」** **①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が 0%を下回るときは、0%を下限とします。** **①　次の預入期間に応じた利率** **Ａ　６か月未満　　解約日における普通貯金利率** **Ｂ　６か月以上１年未満　　約定利率×50%** **②** **約定利率－ （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） ／ 預入日数**

	（注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当ＪＡ所定の利率とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または総合リスク管理課（電話：0463－81－7712）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ総合リスク管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利情勢等により、適用金利が変更になる場合やお取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡはだの